



年度途中退職者に係る給与改定に伴う退職手当の差額の未支給について

年度途中に退職した職員に対する退職手当について、人事院勧告等に基づく給料表の引き上げ（増額改定）による差額が長期間にわたり支給されていないことが判明しましたので、次のとおりお知らせいたします。

1 概要及び原因

職員に対する退職手当については、退職した日の給料月額に応じて計算をすることとなっています。

一方、退職後、人事院勧告等により退職した日以前に遡って給料改定があった場合には、本来であれば、改定後の給料をもとに、退職手当の差額支給を行う必要がありますが、職員にその認識がありませんでした。

このため、給料改定適用日（当該年度4月1日）から給料改定に係る条例施行日（例年12月中旬から下旬）までの間の退職者の退職手当については、文書で確認できる範囲の平成26年度から令和5年度分において、退職手当の差額支給を行っていなかったものです。

※平成25年度以前の退職手当の支給に関する支出命令書については、保存年限を経過しており、既に廃棄しているため、退職手当の支給状況を確認できておりません。

2 差額支給対象者数及び差額支給額等

区分	年度	本来差額支給すべきであった退職者	差額支給額	遅延損害金
時効	H26～H30の合計	21名	380,091円	—
時効前	R元年度	5名	16,012円	4,002円
	R2年度	増額改定なし		
	R3年度	増額改定なし		
	R4年度	3名	10,295円	616円
	R5年度	5名	118,758円	3,551円
	R元～R5の合計	13名	145,065円	8,169円
合計		34名	525,156円	8,169円

※平成26年度から平成30年度までに支給した退職手当の差額に係る給与請求権は5年を経過した時に時効によって消滅し、援用を要せず時効期間経過後に消滅することになります。

※遅延損害金の額は、令和6年度差額支給予定日である同年12月26日時点として算出しています。

3 対応方針

(1) 差額支給対象者（死亡退職者については御遺族）への対応

令和元年度から令和5年度までの給与改定に伴う退職手当の差額支給ができていなかったことを謝罪し、振込先等の確認ができ次第、速やかに差額分を支払います。

(2) 時効により差額支給ができない方への対応

平成26年度から平成30年度までの給与改定に伴う退職手当の差額支給ができていなかったことについて、文書により謝罪します。

(3) 今年度の年度途中退職者（6名）への対応

令和6年度人事院勧告に伴う給料及び期末勤勉手当の差額支給分とともに、同年12月26日に支払う予定です。

4 再発防止策

今後はこのような支給誤りをすることがないように、前例踏襲ではなく事案ごとに根拠規定等に立ち返り、疑義等が生じた場合には制度担当への確認をする等、適切な給与事務に努めます。